

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

法令名	介護保険法	担当課	長寿介護課	検索番号	3-6
許認可等	指定居宅サービス事業者の指定の更新				
(根拠規定)					
○ <u>介護保険法 (平成9年法律第123号)</u>					
(指定の更新)					
第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。					
(指定介護サービス費の支給)					
第41条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りではない。					
(許認可等の基準)					
○愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号）					
○愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第11号）					
(その他)					